

平成 19 年 7 月 2 日
令和元年 10 月 1 日最終改正

- 1 この取扱いは、滋賀県が発注する物品の買入れ等の契約に係る入札および見積合せ(以下「入札等」という。)を滋賀県物品・役務電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)を使用して行う場合において、紙入札等(契約担当者に書面を提出することにより行う入札および見積の方法をいう。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 紙入札等による参加は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)に規定する特定調達契約に係る入札である場合
 - (2) 電子調達システムまたは滋賀県側のネットワークシステム等に障害が発生した場合、または電子入札者側の障害により電子入札ができない場合において、障害復旧の見込みがない場合または直ちに入札等を行う必要がある場合
 - (3) 電子入札において、電子証明書を取得していないために、電子調達システムの利用を行うことができない場合
 - (4) 紙入札等を認めている入札等である場合
 - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められる場合
<やむを得ない事由の例示>
電子入札者の電子証明書の失効・破損、パソコンの不具合等
- 3 入札等執行者は、紙入札者(書面による入札書または見積書の提出を行う者をいう。以下同じ。)の参加状況を事前に把握するために、あらかじめ入札者に対して紙入札参加届を提出させることができる。
- 4 紙入札書等(書面による入札書または見積書をいう。以下同じ。)の提出方法等については、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 紙入札者は、第 1 回目の入札書等を、封筒に封入し、その表面に「入札書」と朱書し、案件名を併記して、入札等執行者が指定した場所へ入札等締切日時までに持参または書留郵便(一般書留または簡易書留をいう。以下同じ。)のいずれかの方法により提出する。
 - (2) 紙入札書等に記載する日付は、公告日から提出期限までの間の日付とする。
 - (3) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された紙入札等は無効とする。
 - (4) 入札等執行者が第 1 回目の入札書等を受領したときは、受領したときをもって、入札書等の情報がサーバーのファイルに記録されたものとする。なお、実際に電子調達システムに入力するのは、開札を行うときとする。
 - (5) 紙入札書等に記載する金額は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額とする。
 - (6) 入札等執行者は、紙入札者に代わって、当該入札書等に記載された入札金額を電子調達システムに入力する。
 - (7) くじ番号は、電子調達システムにより自動採番された 3 桁の数字を使用する。ただし、入札書等にくじ番号が記載されている場合には、入札等執行者が紙入札者に代わって、これを電子調達システムに入力する。
 - (8) 紙入札等を行った者は、開札場所において、開札に立ち会うことができる。
 - (9) 電子調達システムによる電子入札と紙入札等を併せて行った場合または書留郵便と持参による紙入札等を併せて行った場合は、無効とする。
 - (10) 再度の入札を行う場合についても前各号によるものとする。ただし、この場合において、第 2 号の適用については、同号中「公告日から」とあるのは、「前回入札の開札日から」とする。
- 5 紙入札者が提出した入札書等は、厳重に保管するものとし、入札書等は開札日時まで、封筒を開封してはならない。ただし、開札前に提出資料の内容確認が必要な場合はこの限りでない。
- 6 紙見積の取扱いについては、紙入札に準じて行うものとする。